

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
 (株) 沖縄土木 石垣市字石垣1845-36
 47-006980 代表者 当山 喜一郎
 (土木A、ほ装A)
- 2 指名停止期間
 平成29年3月15日 ～ 平成29年4月14日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
 沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請を含む)
- 4 事実概要
 (株) 沖縄土木が受注した、八重山土木事務所発注の「新轟橋(仮称)橋梁整備工事(下部工P5、P6)」において、平成29年2月22日、橋梁下部工(梁部)で、作業員が安全帯を使用しないままスペーサー設置作業中に、足場板上で足を滑らせ、躯体と足場の隙間から約10m下に転落し負傷(環椎骨折)した。
 このことについて、八重山労働基準監督署長から(株) 沖縄土木に対して使用停止等命令書が出された。
- 5 指名停止措置理由
 当該建設物等については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置(P6橋脚、梁型枠下端部周囲の開口部について、墜落防止のため、足場板等を敷く等の措置)を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。
 このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
 別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内